

令和7年度

和賀中央農業水利事業

上堰幹線用水路その他付帯施設設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

和賀中央農業水利事業 上堰幹線用水路その他付帯施設設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、和賀中央農業水利事業の一環として実施する上堰幹線用水路その他の施設について付帯施設の設計を行うほか、道の上揚水機場撤去に伴う送水管の撤去について設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

業務位置は、岩手県北上市和賀町横川目地内他であり、別紙-1 位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1-6 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
4. 業務成果品のミス、不備等

（一般事項）

第 1-7 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	機械－機械設計等 建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学 工学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

(照査技術者)

第 1－9 条

1. 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	機械－機械設計等 建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学 工学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

2. 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-10条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-11条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-12条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計作業の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準・設計 水路工	(公社) 農業農村工学会	平成26年3月

(設計作業条件)

第2-2条

補足設計の条件および対象施設の諸元等は次のとおりである。

(1) 道の上揚水機場送水管

石綿管 口径 $\phi 350\text{mm}$ 延長 $L=65.26\text{m}$

(参考図書)

第2-3条

参考図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、道の上揚水機場送水管の撤去計画にあたっては以下に示す図書を参考とする。また関連する通知等を参考とすること。

番号	名称	発行所	制定(発行)年月
1	既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン	(一社) 日本建設業連合会	令和2年2月

(貸与資料等)

第 2－4 条

本業務における貸与資料は、次のとおりとする。

分類	貸与資料	数量	対象施設
完成図書	平成 30～令和元年度 和賀中央農業水利事業 上堰幹線用水路除塵設備製作据付工事	一式	上堰除塵機
完成図書	令和元～4 年度 和賀中央農業水利事業 石羽根取水口建設工事	一式	石羽根取水口
完成図書	令和元～3 年度 和賀中央農業水利事業 上堰幹線用水路尻平川サイホンバイパス建設工事	一式	上堰幹線用水路 尻平川サイホン
報告書	令和 4 年度 和賀中央農業水利事業 和賀中央地区既設揚水機場撤去他調査測量設計業務	一式	道の上送水路 道の上揚水機
その他	国営和賀中央土地改良事業計画書	一式	
その他	国営土地改良事業 和賀中央地区全体実施設計書	一式	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次表に示すとおりである。

なお、その詳細は、別紙－2【作業項目一覧表】に示すものとする。

設計作業項目表

作業項目	数量	備 考
1. 上堰幹線用水路付帯施設設計	一式	
2. 石羽根取水口付帯施設設計	一式	
3. 道の上揚水機場送水管撤去補足設計	一式	

(作業の留意点)

第 3－2 条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
2. 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

3. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
4. 施工上特に注意する点の特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
5. 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
6. 設計にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - ・ 新技術情報システム（NETIS）については、
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
7. 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。
8. 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・ 「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
9. 撤去計画を作成する道の上揚水機場送水管は石綿管であることに留意し、必要な対策工を講じることとする。また、過年度設計部分も併せた全体の工程計画を作成する際は、補償物件を考慮し作成しつつまとめること。
10. 上堰幹線用水路の付帯施設、石羽根取水口の付帯施設の設計にあたっては、施設管理者である岩手中部土地改良区に対策内容について密に連絡をとること。
11. 対象施設のほか、事業を進めるにあたって検討が必要となった施設について変更追加する場合がある。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務の着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

（1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- 1) 設計条件・前提条件
- 2) 業務計画の妥当性
- 3) スケジュール
- 4) 設計変更内容
- 5) その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

（2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回

数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 会議費等経費

「業務確認会議」に必要な経費は現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地調査経費に含まれている。

「照査の確実な実施（最終打合せ）」の照査技術者自身による報告に必要な経費は、最終打合せ経費に含まれている。

5. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

6. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ（基本条件整理段階）
第3回	中間打合せ（計画・設計段階）
第4回	中間打合せ（細部設計段階）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R、若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県北上市鍛冶町1丁目11－58 東北農政局和賀中央農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

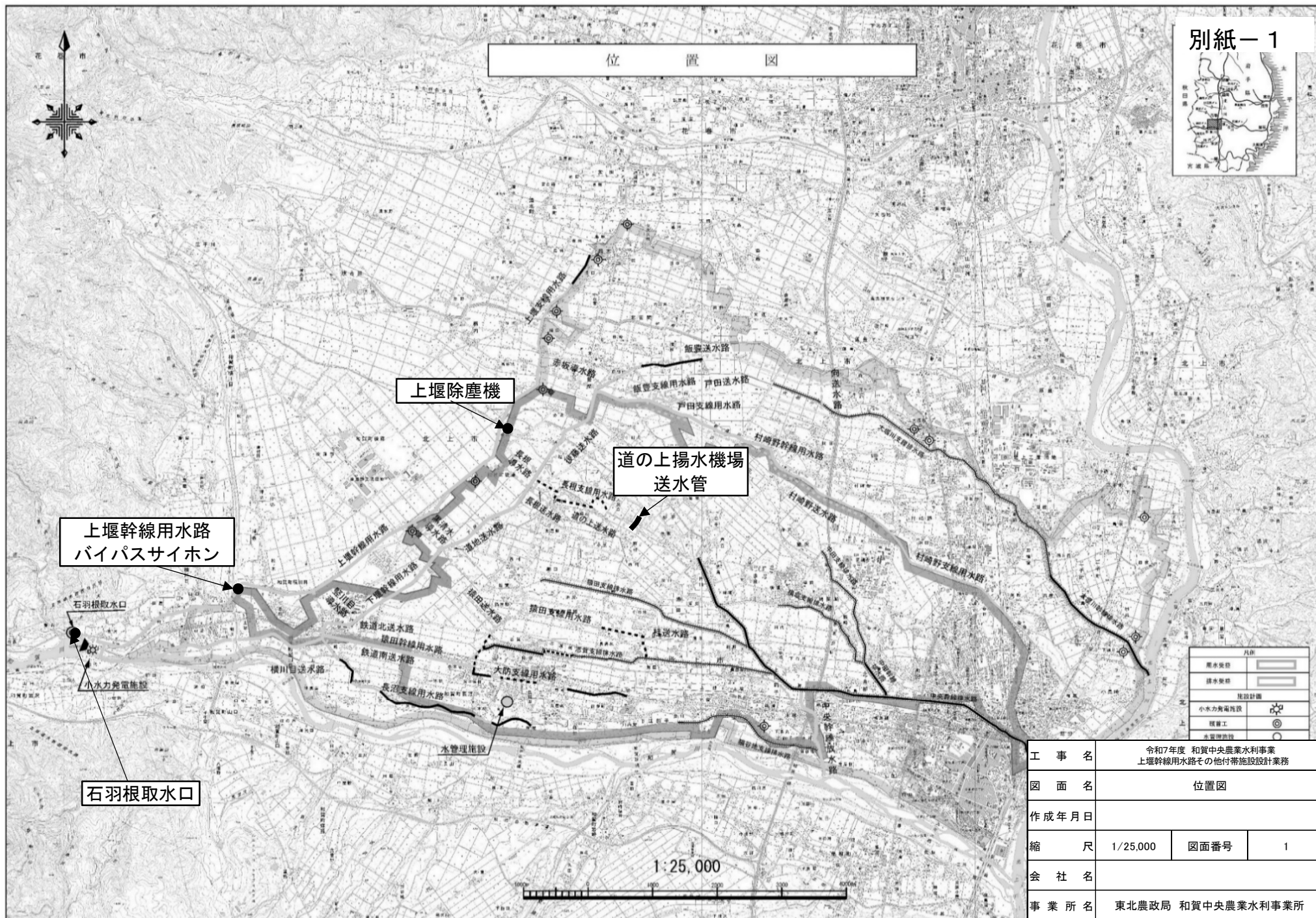
1. 第2－2条に示す「設計作業条件」に変更が生じた場合
2. 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
3. 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間の変更が生じた場合
6. 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
7. 現地調査の結果、補足設計が必要となった場合
8. その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



工 事 名	令和7年度 和賀中央農業水利事業 上堰幹線用水路その他付帯施設設計業務		
図 面 名	位置図		
作 成 年 月 日			
縮 尺	1/25,000	図面番号	1
会 社 名			
事 業 所 名	東北農政局 和賀中央農業水利事業所		

作業項目一覧表

１．上堰幹線用水路付帯施設設計

作業項目	作業内容	作業実施欄
１．現地調査	設計に必要な調査を行う。	○
２．資料の検討	設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握して課題を整理する。	○
３．転落防止柵の設計	設置範囲を把握し、平面図、構造一般図、仮設計画図を作成する。	○
４．防草コンクリートの設計	施工範囲を把握し、平面図、構造一般図、仮設計画図を作成する。	○
５．バイパスサイホンの検討及び設計		
５－１．騒音対策工	バイパスサイホン分水柵の水が流下する際の騒音について対策工の検討を行い、平面図、構造一般図、仮設計画図を作成する。	○
５－２．足場設置工	バイパスサイホン分水柵の管理用足場の構造検討を行い、平面図、構造一般図、仮設計画図を作成する。	○
６．上堰除塵機の排水施設の検討及び設計	塵芥物を仮置きした時の水抜き方法及び施設の検討を行う。	○
７．数量計算	数量計算を行う。	○
８．施工計画	基本的方針の検討、工事用道路計画、仮排水計画、その他仮設計画、全体工程計画及び工期算定を行う。	○
９．概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
１０．総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
１１．点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

２．石羽根取水口付帯施設設計

作業項目	作業内容	作業実施欄
１．現地調査	設計に必要な調査を行う。	○
２．資料の検討	設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握して課題を整理する。	○
３．ガードレールの設計	構造計算、構造一般図、平面図及び詳細図を作成し、数量計算を行う。	○
４．法面保護工の検討及び設計		
４－１．工法検討	法面保護工の工法を検討する。	○
４－２．構造計算	選定した工法の構造計算を行う。	○
４－３．構造図作成	構造一般図、詳細図を作成する。	○
４－４．平面図作成	平面図、仮設計画図を作成する。	○
４－５．数量計算	数量計算を行う。	○
４－６．施工計画	仮設計画を含めた基本的方針を検討し、全体工程計画及び工期算定を行う。	○
５．概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
６．総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
７．照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
８．点検取りまとめ	点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

3. 道の上揚水機場送水管撤去補足設計

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 撤去計画の検討	充填工法で計画していた区間（L=65m）について、既設送水管を撤去する方法（施工内容、施工フロー、施工機械等）を検討する。	○
4. 仮設計画の検討	上記3で検討した撤去計画に対応する仮設工法及び工事用道路等の仮設計画について検討する。	○
5. 施工計画	撤去計画及び仮設計画から工程計画を検討し、撤去計画済の区間（L=85m）も含めた全体の工程計画及び施工計画を作成する。	○
6. 撤去計画図等設計図面の作成	一般平面図、正面図、標準断面図、仮設計画図、土工図等の工事に必要な図面を作成する。	○
7. 数量計算	工事に必要な全体の数量を詳細に計算する。	○
8. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、全体の概算工事費を算定する。	○
9. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
11. 点検取りまとめ	各項目の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○